

社会福祉法人たんぽぽ福祉会

役員等報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人たんぽぽ福祉会の役員及び、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、（以下「役員等」という。）が会議に出席する時、この規程により報酬について必要な事項を定めるものとする。

第2条（支給日）

役員等に対し、理事会及び評議委員会、監事監査、評議員選任・解任委員会及び苦情解決委員会への出席に応じて、支払うものとする。

第3条（報酬）

1回につき、2,063円を支払うものとする。

第4条（附則）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

この規程は、2017年4月1日一部改正する。